

# 供託かんたん申請のご案内

## — 地代家賃弁済供託 —

2023.8 津地方法務局

### かんたん申請とは？

供託の申請は、インターネットに接続したパソコンを利用して、オンラインで申請することができます。オンライン申請には、専用の「申請用総合ソフト」を使用する方法と、webブラウザ（インターネット閲覧用ソフト）上から直接申請する方法（かんたん申請）の2通りの方法があります。ここでは、webブラウザ上から申請する「かんたん申請」についてご案内します。「かんたん申請」は、専用ソフトや電子証明書などが必要なく、手軽にオンライン申請を行うことができますので、是非ご利用をご検討ください。

### おすすめの理由

#### 法務局にお越しいただく必要がありません！

自宅のパソコンから供託の申請を行うことができますので、法務局へお越しいただく必要がありません。また、供託金の納付も金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して行うことができます。

#### 申請内容を再利用することができます！

毎月供託をしなければならない場合でも、オンラインで申請した内容を再利用することができます（※）ので、**毎月の供託申請の手間が減ります。**  
※ 再利用できる申請内容は3か月以内のものに限ります。

#### 平日の夜9時まで申請可能です！

かんたん申請は、年末年始を除く**平日の夜9時まで利用することができます**ので、法務局の業務時間外でも申請できます。  
※ 17時15分以降の申請は翌開庁日の受付となります。

#### 「かんたん申請」は簡単です！

「かんたん申請」は、**専用ソフトや電子証明書などが必要なく**、インターネットに接続しているパソコンがあればすぐに始めることができますので、簡単に申請することができます。

### 供託かんたん申請手続の流れ

P1~P4

#### 【申請者情報登録】

オンライン申請を利用するために必要な申請者情報を登録します。

※1

※1 初回利用時のみ



P5~P10

#### 【申請情報の作成】

申請内容をインターネット上で作成し、送信します。

P11

#### 【返信用封筒送付】

供託書正本送付用の封筒 ※2 を法務局へ送付します。



※2 切手貼付、宛名記載済みのもの

P12~P13

#### 【受理決定通知】

申請内容に問題がなければ、法務局からオンラインで受理決定通知書が届きます。



P14

#### 【供託金の納付】

インターネットバンキング又はATMを利用して供託金を納付します。 ※3



※3 ペイジー対応のインターネットバンキング又はATMの利用となります。

P15

#### 【供託書正本受領】

法務局から供託書正本が届きます。



### かんたん申請の注意点



「かんたん申請」による供託では、「電子納付」という方法によって供託金を納付します。「電子納付」とは、金融機関のATMやインターネットバンキングを利用して納付する方法ですが、ATMやインターネットバンキングには金融機関ごとに利用限度額が設定されています。このため、納付する供託金額が高額の場合は、電子納付を利用できないことがありますのでご注意ください。

#### かんたん申請の利用可能時間

平日月曜日から金曜日まで  
8時30分から21時00分まで

- ※ 土日祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。
- ※ 申請情報が17時15分を過ぎて法務局に到達した場合は、その翌開庁日に受付がされます。
- ※ システムメンテナンスのため、一時的に利用が停止される場合があります。

まずは

供託ねっと



で検索!!

# 1. 申請者情報の登録

供託かんたん申請を利用するためには、事前に「申請者情報」を登録して、「申請者ID」や「パスワード」などを設定する必要があります。

※ 初回利用時のみ登録が必要です。

2回目以降は、登録した「申請者ID」と「パスワード」によりログインできますので、「2. 申請情報の作成 (P5～P10)」に進んでください。

- ① インターネット検索サイトで「供託ねっと」又は「登記・供託オンライン申請システム」と検索します。サイトトップページの中央の『申請者情報登録』をクリックします。

登記・供託オンライン申請システム  
登記ねっと 供託ねっと

文字サイズの変更 大 中 小

トップページ 登記・供託オンライン申請システムとは 登記ねっと 供託ねっと ダウンロード(ソフトウェア) (操作手引書) オンライン申請ご利用上の注意 お問い合わせ

利用時間 平日 午前8時30分から午後9時まで 運転状況

各種サービス

<b>かんたん証明書請求</b> オンラインで登記事項証明書等の請求ができます。	<b>供託かんたん申請</b> オンラインで金銭又は振替国債の供託の申請ができます。	<b>かんたん登記申請</b> オンラインで一部の登記申請や印鑑証明書の請求ができます。	<b>商号調査</b> 既に登記されている他の会社・法人の有無の確認ができます。
---	---	---	---

これからご利用を開始する方

初めてご利用になる方へ 申請者情報登録

※ 登記・供託オンライン申請システムをご利用いただくためには、申請者情報の登録が必要です。

次のようなメッセージが表示される場合は、『このサイトの閲覧を続ける』を選択してください。

この Web サイトのセキュリティ証明書には問題があります。

この Web サイトで提示されたセキュリティ証明書は、信頼された証明機関から発行されたものではありません。セキュリティ証明書の問題によって、詐欺や、お使いのコンピュータからサーバーに送信される情報を盗み取る意図が示唆されている場合があります。

このページを開いて、この Web サイトの閲覧を続行しないことを推奨します。

ここをクリックしてこの Web ページを開じる。

このサイトの閲覧を続ける(推奨できません)

詳細情報

- ② 利用規約の確認画面が表示されますので、使用許諾書の内容をご確認いただき、『同意する』をクリックしてください。

## 利用規約

使用許諾情報

ご使用前に必ずお読みください。

登記・供託オンライン申請システム（以下「本システム」という。）を使用して、オンラインによる申請・請求を行うためには、以下の使用許諾書の全ての条項に同意する必要があります。本システムを利用された方は、本使用許諾書の各条項に同意したものとみなされません。本使用許諾書をご確認し、ご理解した上で本システムを使用してください。

### 使用許諾書

第1条（目的）

[このページのトップに戻る](#)

同意する 同意しない

③ 申請者情報新規入力画面が表示されますので、**必須項目を入力**してください。  
 必須項目を入力したら、画面下部の『**確認(次へ)**』をクリックしてください。

**Step1** ▼ 申請者情報新規入力  
 Step2 申請者情報入力内容確認  
 Step3 申請者情報登録完了  
 Step4 認証情報入力  
 Step5 申請者情報登録完了

▼登録する申請者情報を入力してください。  
 ※1年間ご利用(ログイン)のない申請者IDは無効となります。

<b>申請者ID【必須】</b> <半角英数字11文字以内(大文字小文字区別)>	tsuhoumu
<b>パスワード【必須】</b> <「半角英字」、「半角数字」、「記号」混在必須、8文字以上20文字以内(大文字小文字区別)>	..... ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 ..... ※パスワードに設定できる記号は <a href="#">こちら</a> を参照。 ※「申請者ID」及び「パスワード」は、申請者において任意に決めた上、入力してください。
<b>氏名【必須】</b> <全角20文字以内スペース不可>	甲山太郎
<b>氏名(フリガナ)【必須】</b> <全角カタカナ20文字以内スペース不可>	コヤマタロウ
<b>郵便番号【必須】</b> <半角数字>	〒 514 - 8503 (例) 123 - 4567
<b>住所【必須】</b> <全角80文字以内>	三重県津市丸之内2-6-8 (例) 東京都千代田区大手町1-1-1
<b>住所(フリガナ)</b> <全角カタカナ150文字以内>	ミエケンツシマルノウチ2-6-8 (例) トウキョウトチヨダクオオテマチ1-1-1
<b>職業</b>	その他 ▼
<b>連絡先・電話番号【必須】</b> <半角20文字以内>	059-228-4734 (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
<b>連絡先・FAX番号</b> <半角20文字以内>	059-228-4734 (例) 12-3456-7890 ※ハイフンを入力してください。
<b>メールアドレス【必須】</b> <半角100文字以内>	houmu@123.ne.jp ▼確認のため、もう一度コピーせず直接入力してください。 houmu@123.ne.jp ※インターネット経由で受信可能なメールアドレスを入力してください。
<b>メールの受信内容選択</b>	受信するメールをチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 全てのメールを受信(全ての項目がチェックされます。) ▼登記・供託オンライン申請システム全般に関するお知らせをメールでご案内します。 <input checked="" type="checkbox"/> 重要なお知らせ ▼申請の処理状況に応じてメールでご案内します。 <input checked="" type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input checked="" type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ
<b>質問(キーワード)【必須】</b>	思い出の場所は? ▼ パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。
<b>答え(キーワード)【必須】</b> <全角40文字以内>	法務局 パスワードを忘れた場合に使われるキーワードになります。

**【申請者ID・パスワード】**  
 供託かんたん申請を利用する際の申請者ID・パスワードを設定します。  
 お客様で任意のID・パスワードを決めてください。  
 この申請者IDとパスワードは、ログインの都度必要となりますので、  
 大切に管理してください。

**【氏名・郵便番号・住所】**  
 氏名・郵便番号・住所を入力してください。  
 会社などの場合は、会社名・ご担当者様氏名のどちらでも構いません。

**【連絡先・電話番号】**  
 供託申請に不備などがあった場合に法務局から電話することが  
 ありますので、連絡先の電話番号を入力してください。

**【メールアドレス】**  
 供託申請に関して処理状況などをお知らせ  
 しますので、連絡先のメールアドレスを入力  
 してください。

**【メールの受信内容選択】**  
 供託申請に関して受信するメールの内容を選択します。  
 お知らせの確認漏れを防ぐため、「全てのメールを受信」  
 にチェックすることをおすすめします。

**【質問・答え】**  
 パスワードをお忘れになった場合に使用しますの  
 で、任意の質問と答えを設定してください。

**確認(次へ)**      **中止(トップページへ)**

必須項目を入力したら『確認(次へ)』をクリック

④

申請者情報入力内容確認画面が表示されますので、入力した内容に間違いがないか確認の上、間違いがなければ『**仮登録（次へ）**』をクリックしてください。

Step1 申請者情報新規入力    Step2 **申請者情報入力内容確認**    Step3 申請者情報仮登録完了    Step4 認証情報入力    Step5 申請者情報登録完了

▼以下の内容で登録します。

申請者ID	tsuhoumu
パスワード	***** (セキュリティのためパスワードは表示されません)
氏名	甲山太郎
氏名 (フリガナ)	コウヤマタロウ
郵便番号	〒 514 - 8503
住所	三重県津市丸之内2 6 - 8
住所 (フリガナ)	ミエケンツシマルノウチ2 6-8
職業	その他
連絡先・電話番号	059-228-4734
連絡先・FAX番号	059-228-4734
メールアドレス	houmu@123.ne.jp
メールの受信内容選択	<input type="checkbox"/> 全てのメールを受信 <input type="checkbox"/> 重要なお知らせ <input type="checkbox"/> 受付のお知らせ <input type="checkbox"/> 補正通知発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 法務局からのお知らせ <input type="checkbox"/> 公文書発行のお知らせ <input type="checkbox"/> 納付情報のお知らせ
質問 (キーワード)	思い出の場所は?
答え (キーワード)	***** (セキュリティのためキーワードは表示されません)

      

ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

⑤

申請者情報仮登録完了画面が表示されますので、『**発行（次へ）**』をクリックしてください。クリックすると、③（P2）で登録したメールアドレスに「**申請者情報登録用 認証情報のお知らせ**」メールが送信されます。

Step1 申請者情報新規入力    Step2 申請者情報入力内容確認    Step3 **申請者情報仮登録完了**    Step4 認証情報入力    Step5 申請者情報登録完了

▼認証情報を発行します。

申請者情報を仮登録しました。  
以下の「発行」ボタンをクリックすると、登録したメールアドレス宛てに認証情報を送付します。メール受信制限をされている方は「moj.go.jp」からのメール受信を許可してください。

次の「認証情報入力」画面において、メールに記載された認証情報を入力することで、申請者情報の登録が完了します。  
認証情報の有効期間は、「発行」ボタンをクリックしてから30分間です。30分以内に登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。

登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。

ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

⑥

認証情報入力画面が表示されます。③で登録したメールアドレスに「申請者情報登録用 認証情報のお知らせ」メールが送信されましたら、メール本文に記載された認証情報を入力し、『登録（次へ）』をクリックしてください。

Step1 申請者情報新規入力 >>> Step2 申請者情報入力内容確認 >>> Step3 申請者情報仮登録完了 >>> **Step4 認証情報入力** >>> Step5 申請者情報登録完了

**※メールで届く認証情報を入力するまで、画面を閉じないようにお願いします。**

▼認証情報を入力します。

登録したメールアドレス宛てに送付したメール本文の認証情報（パスワードではありません。）を入力後、「登録」ボタンをクリックしてください。

認証情報の入力をもって、申請者情報の登録が完了します。  
メールに記載されている有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合は、入力した申請者情報が無効になりますのでご注意ください。

登記・供託オンライン申請システムの利用時間（月曜日から金曜日（国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。）の8時30分から21時まで）内に登録を完了してください。

ブラウザの戻るボタン及び閉じるボタンをクリックした場合は、入力した申請者情報が無効となり、再入力する必要がありますので、ご注意ください。

認証情報

\*\*\*\*\*

登録（次へ） 中止（トップページへ）

送信日時: 2023年7月10日月曜日 10:00  
宛先: 甲山太郎  
件名: 申請者情報登録用 認証情報のお知らせ

申請者 様

登記・供託オンライン申請システムの申請者情報登録に必要な認証情報をお知らせします。  
以下に示す認証情報を、有効期限までに「認証情報入力」画面の「認証情報」欄に入力してください。

認証情報: AAAAaaa1

有効期限: 2023-07-10 10:30

登記・供託オンライン申請システム

認証情報の有効期限は、申請者情報仮登録完了画面の『発行（次へ）』をクリックしてから30分間です。有効期限内に申請者情報の登録が完了しない場合、登録を最初からやり直す必要がありますので、ご注意ください。

⑦

申請者情報の登録が完了すると、申請者情報登録完了画面が表示されます。

以上で申請者情報の登録は完了です。『戻る（トップページへ）』をクリックしてトップページに戻ります。

Step1 申請者情報新規入力 >>> Step2 申請者情報入力内容確認 >>> Step3 申請者情報仮登録完了 >>> Step4 認証情報入力 >>> **Step5 申請者情報登録完了**

申請者情報の登録が完了しました。  
申請者ID、パスワードは大切に保管してください。

続けて申請・請求を行う場合は、「ログイン画面へ」ボタンをクリックしてログインしてください。

「かんたん登記申請」から申請者情報の登録を実施した場合は、本画面を閉じて元の画面にてログイン操作を実施ください。

戻る（トップページへ）

## 2. 申請情報の作成

供託をするための申請情報を作成します。

①

トップページの『**供託かんたん申請**』をクリックします。  
ログイン画面が表示されますので、申請者情報登録で設定した「**申請者ID**」と「**パスワード**」(P2)を入力し、『**ログイン**』をクリックします。

登記・供託オンライン申請システム  
登記ねっと 供託ねっと

各種サービス

- かんたん証明書請求
- 供託かんたん申請**
- かんたん登記申請
- 番号調査
- 申請用総合ソフト

申請者情報登録で登録した申請者IDとパスワード (P2) を入力します。

### ログイン

申請者ID、パスワードを入力してください。

申請者ID

パスワード

ログイン

戻る(トップページへ)

[パスワードをお忘れの場合](#) [申請者IDをお持ちでない場合](#)

②

ログイン後、供託申請メニューが表示されますので、手続き名『**供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】**』をクリックします。

証明書請求 供託申請 処理状況照会 パスワード更新 申請者情報変更 申請者情報抹消 ヘルプ

### 供託申請メニュー

手続き名を選択してください。又は、「処理状況を確認する」ボタンをクリックしてください。

手続分類	手続名
供託書	<b>供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】</b>
	<a href="#">供託(金銭)裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭)営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭)給与債権執行【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(金銭)その他【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替国債)裁判上の保証及び仮差押、仮処分解放金【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替国債)営業保証【かんたん】</a>
	<a href="#">供託(振替国債)その他【かんたん】</a>
取下書	<a href="#">取下書【かんたん】</a>

処理状況を確認する

処理状況照会では申請・請求の確認ができます。

- 「申請書」の表示
- 「到達通知」の確認
- 「お知らせ」の確認
- 「電子納付情報」の確認

ヘッダメニューの照会からも、同じ内容が確認できます。

前回の申請情報を再利用する場合は、『処理状況を確認する』をクリックし、『再利用』をクリックしてください。3か月以内のものについて再利用することができます (P16)。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
<a href="#">供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】</a>	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	<a href="#">到達通知</a>	<a href="#">お知らせ</a>	<a href="#">納付</a>	<a href="#">再利用</a>

Step 1-1 申請情報の入力

供託書（金銭供託）地代家賃弁済

供託所の表示		津地方務局	供託所選択
供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	三重県津市丸之内2-6-8	
	氏名又は法人名	法務株式会社	会社法人等番号（供託者） 9999 - 01 - 999999 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎	会社法人等番号（代理人） - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	●●県●●市●●町●●番地	
	氏名又は法人名	乙野次郎	
法令条項 <input type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年3月31日以前である。 <input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる賃貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年4月1日以降である（「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。）。			
民法第494条第1項第1号			
供託の原因たる事実	契約内容	貸借の目的物	▲▲県▲▲市▲▲町▲▲丁目▲▲番地 木造かわらぶき平家建て 倉庫 1棟 床面積 100.00平方メートル
		賃料	<input checked="" type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> その他( ) 50000 円
		支払日	毎月末日まで
		支払場所	<input checked="" type="radio"/> 被供託者住所 <input type="radio"/> 供託者住所 <input type="radio"/> その他( )
	供託する賃料	令和 5 年 8 月分	
	供託の事由	<input checked="" type="radio"/> 令和 5 年 7 月 10 日 提供した受領を拒否された。 のため <input type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を確知できない。	
	供託金額	50000 円	
	<input type="checkbox"/> 供託により消滅すべき質権又は抵当権		
	<input type="checkbox"/> 反対給付の内容		
	<input type="checkbox"/> 送付する添付書面あり		
	<input checked="" type="checkbox"/> 供託通知書の発送を請求する（この場合には、供託所宛に、被供託者の住所氏名を記載した郵便切手等付きの封筒を、この供託書の発行後取得する申請番号を付記した上で送付してください。）。		
	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書を提示する。 登記事項証明書の提示を希望しない場合にチェックしてください。この場合には、供託所に登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を別途送付してください。 ※申請人又は代理人が登記された法人である場合において、当該法人の登記が完了していないときは、登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）を提示していただく必要があります。		
	<input type="checkbox"/> 書面の供託書正本の窓口交付を請求する。 <input checked="" type="radio"/> 書面の供託書正本の送付(注)を請求する。 (注)書面の供託書正本の送付を請求する場合は、供託所宛に、送信用の郵便切手等付きの封筒を、この供託書の送信後取得する申請番号を付記した上で送付してください。		
会社法人等番号複数入力	※登記された法人が複数ある場合には、左側の入力欄に入力をお願いします。 【入力方法】 複数の会社法人等番号を入力する場合は、1番号ごとに改行してください。 半角12桁で入力し、"/(スラッシュ)"は入れないでください。 〔記号例〕 123456789010 また、会社法人等番号（供託者）欄・会社法人等番号（代理人）欄に入力した会社法人等番号は入力しないでください。		
備考	賃料は翌月前払いです。		
<input type="checkbox"/> 補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。	補正対象申請番号		
	(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)		

連絡先情報（申請者情報登録で登録された情報）

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	059-228-4734

通信（連絡・コメント）欄

供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

## (1) 供託所の表示

供託書（金銭供託）地代家賃弁済	
供託所の表示	津地方務局 <input type="button" value="供託所選択"/>
住所又は法人所在地	三重県津市丸之内26-8
氏名又は法人名	法務株式会社
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎

### 【供託所の表示】

『供託所選択』をクリックすると、供託所選択画面が表示されます。都道府県選択・供託所選択から申請先の法務局を選択してください。どこの法務局に申請すべきかは、契約内容などによって異なりますので、お近くの法務局にお問合せください。

供託所選択	
都道府県選択	
北海道地方	供託所選択
東北地方	▶ 供託所の詳細はインターネットから確認することができます。
関東甲信越地方	供託所コード 供託所名
中部地方	1900 津地方務局
近畿地方	1901 津地方務局松阪支局
	1902 津地方務局伊賀支局
	1903 津地方務局四日市支局
	1904 津地方務局伊勢支局
	1905 津地方務局龍野支局
	1923 津地方務局桑名支局

## (2) 供託者の住所・氏名

供託書（金銭供託）地代家賃弁済	
供託所の表示	津地方務局 <input type="button" value="供託所選択"/>
住所又は法人所在地	三重県津市丸之内26-8
氏名又は法人名	法務株式会社
代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）	<input type="radio"/> 入力なし <input checked="" type="radio"/> 代表者 <input type="radio"/> 代理人 代表者 代表取締役 甲山太郎
	会社法人等番号（供託者） 9999 - 01 - 999999 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
	会社法人等番号（代理人） - - - ※登記された法人の場合は入力をお願いします。

### 【会社法人等番号】

登記されている会社・法人が供託者の場合は、会社法人等番号を入力してください。

### 【住所又は法人所在地】

供託者の住所又は法人所在地を省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の本店所在地を入力してください。

### 【氏名又は法人名】

供託者の氏名又は法人名を入力してください。法人種別は「株式会社」、「有限会社」などのように省略せずに入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の会社・法人名を入力してください。

例 × 「甲野商事（株）」  
○ 「甲野商事株式会社」

### 【代表者（資格・氏名）又は代理人（住所・氏名）】

会社・法人の代表者の資格（代表取締役、代表理事など）・氏名を入力してください。登記されている会社・法人の場合は、登記上の資格・氏名を入力してください。

例 × 「代表者 代表取締役社長 甲野太郎」  
○ 「代表者 代表取締役 甲野太郎」

会社法人等番号は、次の方法で確認できます。

★法務局が発行する証明書を確認する方法  
法務局が発行する次の証明書の「**会社法人等番号**」欄に**12桁の数字**が記載されています。この数字が会社法人等番号ですので、この数字を入力してください。

- ・登記事項証明書（履歴事項証明書・現在事項証明書）
- ・代表者事項証明書
- ・印鑑証明書

★国税庁の「法人番号公表サイト」を確認する方法  
国税庁の「法人番号公表サイト」に、会社・法人ごとに13桁の法人番号が掲載されています。**この法人番号の2文字目以降の12桁の数字**が会社法人等番号ですので、この数字を入力してください。

- step1 国税庁ホームページから法人番号公表サイトにアクセス
- step2 「法人の商号・所在地などから法人番号を調べる」方法を利用して検索
- step3 「検索結果一覧」に掲載されている法人番号の2文字目以降の12桁の数字を確認

### 法人番号

**000000100000**

2文字目以降の12桁の数字を入力



### (3) 被供託者の住所・氏名、法令条項

被供託者の住所・氏名	住所又は法人所在地	●●県●●市●●町●●番地
	氏名又は法人名	乙野次郎
法令条項	<input type="radio"/> 本供託の原因となる貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年3月31日以前である。 <input checked="" type="radio"/> 本供託の原因となる貸借契約の締結日（又は直近の合意更新日）が2020年4月1日以降である （「供託の事由」を選択することによって、法令条項が表示されます。）	民法第494条第1項第1号

**【住所又は法人所在地】**  
 賃貸人の住所を省略せずに入力してください。

**【氏名又は法人名】**  
 賃貸人の氏名を入力してください。

**【法令条項】**

貸借契約の締結日・供託の事由（次の（4）をご確認ください。）を選択することで自動的に表示されます。

### (4) 供託の原因たる事実

契約内容	借借の目的物	▲▲県▲▲市▲▲町▲丁目▲番地 木造かわらぶき平家建て 倉庫 1棟 床面積 100.00平方メートル
	賃料	<input checked="" type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> その他( ) 50000 円
	支払日	毎月末日まで
	支払場所	<input checked="" type="radio"/> 被供託者住所 <input type="radio"/> 供託者住所 <input type="radio"/> その他( )
供託の原因たる事実	供託する賃料	令和 5 年 8 月分
	供託の事由	<input checked="" type="radio"/> 令和 5 年 7 月 10 日 提供したが受領を拒否された。 のため <input type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領しないことが明らかである。 <input type="radio"/> 債権者を確知できない。

**【賃借の目的物】**

賃借している土地・建物の情報（所在地、構造、面積等）を入力します。

**【賃料】**

賃料額を全角数字で入力します。また、月払い・年払いをチェックしてください。

**【支払日】**

賃料の支払期限を入力します。

**【支払場所】**

賃料の支払場所について該当するものチェックしてください。

**【供託する賃料】**

今回供託する賃料がいつの分の賃料であるかを入力します。

**【供託の事由】**

賃貸人に賃料の受領を拒否された、賃貸人が死亡しその相続人が不明であるなど、供託の事由を入力します。  
 どのような場合に供託ができるか、供託の事由のどれに当てはまるかなどは、お近くの法務局にお問合せください。

「賃借の目的物」欄には、賃借物を特定できる内容を入力いただく必要があります。内容は契約書等によりますが、おおむね次のとおりです。

＜土地の場合＞

- ・所在地
- ・地目（宅地、田、雑種地など土地の種類）
- ・地積（面積）

（例）

甲県乙市丙町一丁目1番2  
 宅地 150.00平方メートル

＜建物の場合＞

- ・所在地
- ・構造
- ・床面積

（例）

甲県乙市丙町一丁目1番地  
 木造かわらぶき二階建て 倉庫 1棟  
 1階100.00平方メートル  
 2階100.00平方メートル

## 注意！

供託ができるのは、おおむね次の場合に限られます。

次の場合に当てはまる場合は必ず供託ができる、というわけではありませんので、供託ができるかどうかなどはお近くの法務局にお問合せください。

＜賃貸人に賃料を支払おうとしたところ、賃貸人が正当な理由もなく賃料の受取を拒否した場合＞

「令和●年●月●日提供したが受領を拒否された。」にチェックをします。また、賃貸人に賃料を提供し、受取を拒否された日を入力します。

＜賃貸人が行方不明で賃料を支払えない場合＞

「供託の事由」欄に賃貸人が行方不明であることを入力し、「受領することができない。」にチェックをします。

＜賃貸人から立ち退き要求や賃料増額要求などがあり、現在係争中である場合＞

賃貸人と現在係争中で賃料を受け取らないことが明らかである場合は、「供託の事由」欄にその旨を入力し、「受領しないことが明らかである。」にチェックをします。

＜賃貸人が死亡し、その相続人が分からないため賃料を支払えない場合＞

「供託の事由」欄に賃貸人が死亡しその相続人が不明である旨を入力し、「債権者を確知できない。」にチェックをします。

(5) その他

供託金額  円

供託により消滅すべき買権  
又は抵当権

反対給付の内容

送付する添付書面あり

供託通知書の発送を請求する

登記事項証明書を表示する。

書面の供託書正本の窓口交付を請求する。

書面の供託書正本の送付(注)を請求する。

会社法人等  
番号  
複数入力

備考  
資料は翌月前払いである。

補正のコメントを受領したので  
補正申請として申請する。

連絡先情報 (申請者情報登録で登録された情報)

氏名	甲山太郎
連絡先電話番号	059-228-4734

通信 (連絡・コメント) 欄  
供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

【供託金額】  
供託する金額を半角数字で入力します。

【送付する添付書面あり】 【登記事項証明書を表示する】  
供託申請では、基本的には添付書面などは必要ありません。  
しかし、会社外の専門家に供託手続を依頼する場合など、委任状などの添付書面が必要となることもあります。  
また、供託をする会社・法人が現在法務局に登記申請中の場合は、登記事項証明書が必要となります。  
どのような場合に添付書面が必要となるかなどは、お近くの法務局にお問合せください。

【供託通知書の発送を請求する】  
地代家賃の弁済供託をした場合、供託をしたことを賃貸人に通知しなければなりません。  
この供託をしたことの通知を「供託通知書」といいますが、供託通知書を供託者が発送するか、法務局が発送するかを選択できます。  
法務局が発送する場合は、この欄にチェックを入れてください。また、その場合は発送用の切手を法務局に提出してください (P11)。

【供託書正本の受取方法】  
供託手続が完了すると法務局から供託書正本が発行されますので、供託書正本の受取方法を選択してください (P11・P15)。

【備考】  
資料が翌月前払いであるなど、契約の特記事項などがありましたら入力します。

必要事項を全て入力し終わったら、『次へ』をクリックしてください。

④ 入力内容の確認画面が表示されますので、内容に誤りがないか確認の上、画面下の『確定』をクリックしてください。

Step1 申請書作成

Step2 納付情報入力

Step3 送信確認

Step4 送信完了

Step 1-2 入力内容の確認

供託書 (金銭供託) 地代家賃弁済

供託所の表示	津地方法務局		
住所又は法人所在地	三重県津市丸之内2-6-8		
供託者の住所・氏名	氏名又は法人名	法務株式会社	会社法人等番号 (供託者) 9999-01-999999 ※登記された法人の場合は入力をお願いします。
			会社法人等番号 (代理人)

- ⑤ 納付情報入力画面が表示されますので、**供託者の氏名又は法人名を全角カナ文字で入力し、『確定』をクリック**してください。

Step1 申請書作成 >>> **Step2 納付情報入力** >>> Step3 送信確認 >>> Step4 送信完了

電子納付に関する情報を確認してください。

氏名又は法人団体名（全角カナ24文字以内）

※電子納付を行う際に必要となります。

ホウムカブシキガイシャ

確定 戻る（申請書作成）

- ⑥ 送信確認画面が表示されますので、表示された内容を確認の上、**『送信実行』をクリック**してください。

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> **Step3 送信確認** >>> Step4 送信完了

申請データを送信します。修正したい場合は、「戻る」ボタンをクリックしてください。

※『送信実行』ボタンをクリックした後は申請データの修正はできません。

【手続分類】 供託

【手続名】 供託（金銭）地代家賃弁済【かんたん】

【申請書様式】 供託書（金銭供託）（1）地代家賃弁済【かんたん】

送信実行 戻る（納付情報入力）

- ⑦ 申請書の送信が完了すると、送信完了画面が表示されます。  
以上で、法務局への供託申請が完了しました。画面上段メニューバーからログアウトできます。

Step1 申請書作成 >>> Step2 納付情報入力 >>> Step3 送信確認 >>> **Step4 送信完了**

送信された申請情報の入力内容のチェック等を行っています。

該当チェック等が終了次第、メールでお知らせします。

詳細は処理状況照会画面で確認してください。

処理状況を確認する

続けて申請される方は、画面上部のメニューから「供託申請」ボタンをクリックしてください。

送信後、法務局に申請情報が到達しているかどうかは、処理状況確認画面から確認することができます。  
処理状況確認画面は、申請情報の送信後に表示される送信完了画面から『処理状況を確認する』をクリックするか、  
供託申請メニュー画面から『処理状況を確認する』をクリックします。  
処理状況の確認方法については、P12～P13をご覧ください。

### 3. 添付書面等の送付

次の場合は、供託申請をした法務局にそれぞれ必要なものを送付してください。  
法務局への送付が遅くなりますとその分供託手続が遅れますので、**供託申請をしてから5日以内に法務局に届くよう**、ご協力をお願いします。

#### <委任状などの添付書面がある場合>

会社外の専門家に供託申請を依頼するなどの場合は、委任状などの添付書面が必要となります。  
どのような場合に添付書面が必要となるかなどは、お近くの法務局にお問合せください。

#### <供託書正本を郵送で受け取る場合>

申請書情報の作成時に、「書面の供託書正本の送付を請求する。」を選択した場合は、供託書正本送付用の返信用封筒を送付してください。

#### <供託通知書の発送を請求する場合>

申請書情報の作成時に、「供託通知書の発送を請求する。」を選択した場合は、供託通知書発送用の切手（定型封筒分）を送付してください。

- ※ 供託書正本とは、供託手続後、法務局から供託者に交付される書面です。紛失された場合でも再発行ができませんので、大切に保管してください。
- ※ 供託書正本送付用の返信用封筒は、定型封筒・定形外封筒のどちらでも構いませんが、あらかじめ切手を貼っていただきますようご協力をお願いします。また、返信用封筒には供託者の住所氏名を宛先としてご記入ください。
- ※ 書留、速達などを希望する場合は、その分の切手を貼ってください。
- ※ 供託書正本を法務局窓口で受け取る場合は、P15をご覧ください。
- ※ 供託通知書は、供託金が電子納付され次第、賃貸人に発送します。



## 4. 処理状況の確認

供託申請後、法務局から各種のお知らせが送信されると、P2で登録したメールアドレスにお知らせが送信された旨のメールが届きます。メールが届きましたら、次の方法で内容をご確認ください。

- ① 供託申請メニュー画面の『**処理状況を確認する**』をクリックします。

- ② 処理状況照会画面が表示され、取得可能な情報がある場合は、「取得可能情報」欄にアイコンが表示されますので、**確認したい情報のアイコンをクリック**します。

処理状況の表示内容は、次のとおりです。

到達・受付待ち	申請データが登記・供託オンライン申請システムに到達してから審査の開始を待っている状態
審査中	審査者が審査を開始した状態～審査が完了した状態（納付待ちや供託書正本（書面）を印刷した状態までを含む）
手続終了	<p>供託所において供託書正本（書面）の交付日（又は送付日）を登録した状態</p> <p>供託所にて却下決定書（書面）を印刷した状態</p> <p>書面による取下書受付後、供託所において取下処理を行った状態</p> <p>その他申請エラー等で強制的に手続終了とした状態</p>
取下完了	オンラインにより提出した取下書が供託所に到達した後、供託所において取下処理を行った状態
失効	納付状況が「納付期限切れ」となり、供託所において失効処理を行った状態

### 【到達通知】

申請情報が法務局に到達したことを確認します（P13(1)）。

### 【お知らせ】

受理決定通知書（P13(2)）又は補正（P15）のお知らせを確認します。

### 【納付】

供託金の納付に必要な情報を確認します（P14）。

### 【再利用】

申請情報を補正する場合や申請情報の内容をコピーして新規の申請情報を作成する場合に使用します（P16）。

## (1) 到達確認

送信した申請情報が法務局に到達していることを確認するには、処理状況照会画面から『**到達通知**』をクリックします。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	<b>到達通知</b>	お知らせ	納付	再利用

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認 (到達通知)

問い合わせを行う際にこの申請番号が必要となります。大切に保管してください。

以下の申請・請求に関して到達通知をご確認願います。

<申請・請求情報>	
申請番号	20200701002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】

  

到達日時	2020年7月1日11時53分
処理状況確認番号	04414398659163518257
コメント	上記のとおり、登記・供託オンライン申請システムに申請データが登録されましたので、お知らせします。

戻る (処理状況照会)

到達通知の内容が表示されますので、申請データが登録されたことを確認してください。

申請情報が法務局に到達した後は、法務局において申請内容の審査が行われます。申請内容に問題がなければ、審査終了後、法務局から「受理決定通知」がオンラインで送信されますので、しばらくお待ちください。

## (2) 受理決定通知

法務局での審査が終了し、申請が受理されると、『**受理決定通知書**』が送信されます。「受理決定通知書」の受信を確認するには、処理状況照会画面から『**お知らせ**』をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	<b>お知らせ</b>	納付	再利用

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認 (お知らせ)

お知らせを表示します。  
内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取得する場合は「取得」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関してお知らせがありますので、ご確認願います。

<申請・請求情報>	
申請番号	20200701002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】

  

発行日時	2020年7月1日14時39分
1 コメント	供託受理決定通知書 甲山太郎様 あなたから令和02年07月01日付けで申請のあった供託は、当供託所の令和02年度金第000246号として受理しました。ついては、令和02年07月08日までに、登記・供託オンライン申請システムの処理状況表示中の「納付」欄に掲げられている情報を参照の上、供託金を電子納付してください。 なお、納付期日までに入金されないと、本件供託の受理の決定は、効力を失います。 (参考) 申請番号: 20200701002393001 納付金額(供託金額): 50,000 納付期日: 令和02年07月08日 令和02年07月01日 東京法務局 供託官 丁原四郎

戻る (処理状況照会)

照会内容確認(お知らせ)画面が開き、コメント欄に「受理決定通知書」の内容が表示されますので、内容を確認の上、引き続き供託金の納付手続(P14)に進んでください。

なお、受理決定通知書には供託金の**納付期日**が記載されていますので、**納付期日(1週間後)までに納付手続を完了**してください。

納付期日(1週間後の日付に設定されています。)

## 5. 供託金の納付

法務局から受理決定通知書がオンラインで届いたら、供託金の納付手続を行います。かんたん申請における供託金の納付は、「電子納付」の方法によって行います。

電子納付を行う際には、納付対象の申請を特定するための番号をATMやパソコンに入力します。電子納付に必要な番号を確認するには、処理状況照会画面から『**納付**』をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託(金銭)地代家賃弁済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	<b>納付</b>	再利用

**Step1** 処理状況照会 **Step2** 照会内容確認 (電子納付情報表示)

本画面を確認後、インターネットバンキングを利用して電子納付を行う場合は「電子納付」ボタンをクリックしてください。直ちに電子納付を行わない場合は「戻る (処理状況照会)」ボタンをクリックしてください。

※ 電子納付は、この画面の「納付期間最終年月日」までに行ってください。

なお、この画面の「電子納付」ボタンをクリックして電子納付を行う場合、クリック後30分以内にインターネットバンキングへのログインを完了する必要があります。  
30分を経過した場合には、再度「電子納付」ボタンをクリックしてインターネットバンキングへログインしてください。

<申請・請求情報>

申請番号	
申請者名	
手続名	

照会内容確認 (電子納付情報表示) 画面が表示されますので、内容を確認の上、**ATM又はインターネットバンキングを利用して電子納付**をしてください。

インターネットバンキングやペイジーマークのあるATM等を利用して、手数料等の電子納付を行ってください。

発行日時	2020年7月1日14時35分
納付状況	未納付
領収年月日	
収納機関番号	00100
納付番号	1317188279390116
確認番号	288220
納付額	50,000円
納付期間最終年月日	2020年7月8日

インターネットバンキングを利用して納付  
**電子納付**  
(金融機関種別選択画面にリンクします)

「電子納付」ボタンをクリックしても金融機関種別選択画面が表示されない場合は「ポップアップブロック機能の設定」をお試ください。

※ペイジーを利用してATM等で納付手続を実施する場合は左記の情報が必要となります。

戻る (処理状況照会)

ペイジーを利用してATM等で納付を行う場合、具体的な方法等につきましては、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が提供している[いつでも、どこでも、ペイジー](#)をご参照ください。

※ ATM又はインターネットバンキングはPay-easy (ペイジー) サービスに対応している必要がありますので、ご注意ください。



このマークが目印です。

※ 電子納付には納付期日が設定されていますので、**納付期日 (納付期間最終年月日・1週間後の日付) までに電子納付**をしてください。

※ **納付期限を過ぎると供託の申請は失効**しますので、ご注意ください。

### インターネットバンキングを利用する場合

※ ご利用口座金融機関のインターネットバンキングを利用する方法には、次の2通りの方法があります。いずれかの方法を選択して、納付手続を行ってください。

#### ① 供託かんたん申請サイトから直接納付手続を行う方法

上記の電子納付情報表示画面から『**電子納付**』をクリックします。「e-Gov」サイトが別ウィンドウで開きますので、ご利用金融機関を選択し、その後は画面の指示に従って納付手続を完了してください。

#### ② 金融機関のサイトから納付手続を行う方法

ご利用金融機関のサイトにログインし、取引メニューから「税金・各種料金払込み」等 (※) を選択してください。その後は、画面の指示に従い、上記の電子納付情報表示画面で確認した「**収納機関番号**」、「**納付番号**」及び「**確認番号**」を入力し、納付手続を完了してください。

※ メニュー名は金融機関によって異なります。

※ インターネットバンキングの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

※ インターネットバンキングを利用するためには、ご利用金融機関へのお申込みが必要です。

※ 一部の国庫金取扱いのない金融機関のインターネットバンキングは、ペイジーに対応していても供託金の納付には対応していない場合 (主にネット銀行等) がありますので、ご注意ください。

### ATMを利用する場合

※ ATMに「**収納機関番号**」、「**納付番号**」及び「**確認番号**」を入力する必要があります。このため、ATMを利用する際には、上記の電子納付情報表示画面を印刷するなどして、これらの番号をお手元に用意した上で、手続を行ってください。

※ ATMで電子納付を行うにはATMが「**ペイジー**」サービスに対応している必要があります。金融機関によってはATMが「**ペイジー**」サービスに対応していない場合がありますので、事前に、対応の有無をご利用金融機関に確認してください。

※ ATMの利用には、金融機関ごとに利用限度額が設定されていますので、納付する供託金額が利用限度額内であることを事前に確認してください。

<ゆうちょ銀行 ATMの画面例>

Pay-easy対応ATM一覧



## 6. 供託書正本の受取

供託金を電子納付すると、電子納付されたことが自動的に法務局に通知されます。

通知されると、法務局では申請情報作成の際に選択された供託書正本の受取方法(P9)に基づき、供託者に供託書正本を交付します。

### 郵送で受け取る場合

- 申請情報作成時に「**書面の供託書正本の送付を請求する。**」を選択した場合は、法務局で電子納付が確認でき次第、供託書正本を発送します。
  - 供託書正本送付用の返信用封筒を法務局に送付してください。
- ※P11もご覧ください。

### 法務局に来庁して窓口で受領する場合

- 申請情報作成時に「**書面の供託書正本の窓口交付を請求する。**」を選択した場合は、電子納付をした後、法務局へお越しください（予約などは必要ありません。）。
- お越しされる際は、本人確認のため、「申請番号」と「申請者名」が記載された書面（**受理決定通知書画面（P13 (2)の画面）を印刷したものなど**）をお持ちください。

## 7. 修正連絡

法務局での審査の結果、申請内容等に修正（補正）が必要な場合は、法務局から補正のお知らせが送信されます。修正が必要な内容を確認するには、処理状況照会画面から『**お知らせ**』をクリックしてください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

  

Step1 処理状況照会 Step2 照会内容確認（お知らせ）

お知らせを表示します。  
内容を確認後、「戻る」ボタンをクリックしてください。添付ファイルを取得する場合は「取得」ボタンをクリックしてください。

以下の申請・請求に関するお知らせがありますので、ご確認ください。

＜申請・請求情報＞	
申請番号	2011128002393001
申請者ID	houmu001
申請者名	甲山太郎
手続名	供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】

発行日時 2011年11月28日14時39分

1 コメント  
●●を補正してください。（平成28年12月5日）  
※補正を行う場合は、申請情報の末尾の「補正申請として申請する」をチェックし、補正対象申請番号に初回申請の申請番号を入力して申請を行ってください。

戻る（処理状況照会）

照会内容確認（お知らせ）画面が開き、コメント欄に修正が必要な内容が表示されますので、内容を確認してください。  
修正内容にご不明な点がありましたら、供託申請をした法務局にお問合せください。また、申請内容について法務局から電話することもあります。

申請情報の内容を修正する必要がある場合は、当初の申請情報を再利用しますので、**処理状況照会画面から『再利用』をクリック**してください。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託 再利用
					到達通知	お知らせ	納付	
供託（金銭）地代家賃并済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	再利用

  

備考  
賃料は翌月前払いである。

補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。

補正対象申請番号 20200701002393001  
(申請済みの申請書に対して補正を行う場合に、補正対象となる申請番号（初回の申請番号）を入力してください。)

氏名 甲山太郎  
連絡先電話番号 059-228-4734

通信  
供託所宛のメッセージは、こちらに記載してください。

次へ 戻る（供託申請メニュー）

当初の申請の内容が表示されますので、法務局から連絡のあった部分を修正してください。

修正した申請情報を送信する際には、申請情報入力画面の下部にある「**補正のコメントを受領したので補正申請として申請する。**」にチェックし、「**補正対象申請番号**」欄に補正の対象となる申請の「**申請番号**」を忘れずに入力してください。



## 8. 定期的に供託する場合

賃料が月払いの場合毎月供託をする必要がありますが、供託かんたん申請では前回の供託申請の内容を再利用することができます。**前回の供託申請の内容を再利用することで、毎月の供託申請をより簡単に行うことができます。**

前回の供託申請の内容を再利用する際は、処理状況照会画面から『**再利用**』をクリックしてください。

※再利用できるのは、3か月以内の供託申請に限ります。

手続名	申請番号	到達日時	処理状況	納付状況	取得可能情報			供託
					到達通知	お知らせ	納付	再利用
供託(金銭) 地代家賃并済【かんたん】	20200701002393001	2020/07/01 11:53:23	審査中	未納付	到達通知	お知らせ	納付	<b>再利用</b>

  

供託の 原因 たる 事実	賃借の目的物	▲▲県▲▲市▲▲町▲▲丁目▲▲番地 木造かわらぶき平家建て 倉庫 1棟 床面積 100.00平方メートル
	賃料	<input checked="" type="radio"/> 月 <input type="radio"/> 年 <input type="radio"/> その他( ) 50000 円
	支払日	毎月末日まで
	支払場所	<input checked="" type="radio"/> 被供託者住所 <input type="radio"/> 供託者住所 <input type="radio"/> その他( )
	供託する賃料	令和 5 年 8 月分 <input checked="" type="radio"/> 令和 5 年 7 月 10 日 提供したが受領を拒否された。
供託の 事由	のため <input type="radio"/> 受領することができない。 <input type="radio"/> 受領し <input type="radio"/> 債権者を確知できない。	

前回の申請の内容が表示されますので、前回の申請から変更のあった部分を修正して供託申請をしてください。  
例えば、今回は令和5年9月分の賃料を供託する場合、前回の申請から「供託の原因たる事実」欄を修正するだけで申請情報を作成できます。

ここを修正するだけでOK!

## 供託かんたん申請 お問い合わせ先



### 供託の申請内容に関するお問合せ

供託の申請内容については、**お近くの法務局や申請先の法務局**にお問合せください。

- 申請内容・方法の事前相談
- 申請情報の入力内容が分からない など

津地方法務局供託課  
〒514-8503 津市丸之内26-8  
☎ 059-228-4734

津地方法務局四日市支局  
〒510-0068 四日市市三栄町4-21  
☎ 059-353-4365

津地方法務局伊勢支局  
〒516-8503 伊勢市岡本一丁目1-13  
☎ 0596-28-6158

津地方法務局松阪支局  
〒515-8510 松阪市高町493-6  
☎ 0598-53-1501

津地方法務局桑名支局  
〒511-0912 桑名市星見ヶ丘一丁目101-2  
☎ 0594-32-5361

津地方法務局伊賀支局  
〒518-0007 伊賀市服部町三丁目117-1  
☎ 0595-21-0804

津地方法務局熊野支局  
〒519-4324 熊野市井戸町712-1  
☎ 0597-85-2310

**鈴鹿出張所・尾鷲出張所では供託事務を取り扱っておりませんので、ご注意ください。**

### システムの操作に関するお問合せ

かんたん申請の入力・操作方法については、**サポートデスク**にお問合せください。

- システムにログインができない
- かんたん申請の流れを教えてください
- 納付方法が分からない など

#### 登記・供託オンライン申請システム操作サポートデスク

<お問合せ時間>

平日の月曜日から金曜日まで（土日祝日・年末年始（12月29日～1月3日）はご利用できません。）  
8時30分から19時00分まで

<お問合せ電話番号>

050ビジネスダイヤル：050-3786-5797

（050ビジネスダイヤルをご利用いただけない場合（IP電話番号））050-3822-2811 又は 050-3822-2812

